

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例の一部改正（案）にかかるパブリック・コメントに寄せられたご意見と本市の考え方

	いただいたご意見の要旨	市の考え方
1	<p>管理者不在の際に出庫（料金未払い）→適正に駐輪されない場合、撤去の対象にする、について、これでも対応が生ぬるすぎる。</p> <p>不正駐輪は、敷地内に有料ラックがある場合は警告札を巻き付けてラックへ移動し、ラックがない場合は、警告札をつけてルール違反車を一カ所に集めてチェーン固定し、不在時に勝手に持ち帰らない措置が必要と考える。</p> <p>本当は、自転車撤去時にもっていかれる所轄の自転車保管所に移すのがベストだが撤去車搬送トラックはどこのエリアを回るか日々予定が組まれていると思うので、各駐輪場の違反車を回収することは現実的に不可能である。</p> <p>よって未払いで自転車に乗って帰らぬように固着する必要があるのではないか。</p>	<p>いただきましたご意見にありますとおり、適正に駐輪されない自転車等を撤去の対象とし、撤去後は自転車保管所にて保管することで、管理者不在の際に料金未納での出庫を防ぎ、自転車駐車場の適正運用を図ってまいります。</p>
	<p>撤去予告札が取り外された自転車は撤去の対象とならないが、中には毎回予告札を外して違反を繰り返す者もいる。これは無料駐輪場だけでなく、道路に違反駐輪している自転車も同様に警告書が巻かれ7日間経過すると撤去される仕組みであるが、毎回札を外して連日違反駐輪する者もいる。これらの自転車について、外したら「セーフ」ではなく、悪質性を問うべきで、一考願いたい。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>撤去時に声掛けしているのを見たことがあるが、声掛けは不要ではないか。</p> <p>即時撤去エリアの看板の前に駐輪している自転車も即時撤去してほしい。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	いただいたご意見の要旨	市の考え方
2	<p>私有地や準私有地（私道、公開空地、ビル前通路等）においては、道路に該当するか否かの判断が難しく、撤去活動が及び腰になりやすい状況があります。その結果、対応が及びにくい場所にこそ放置自転車や迷惑駐輪が集中し、街の美観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性が低下するなどの問題が生じています。</p> <p>この点については、明らかに私有地内であり、かつ地権者の了解を得て適正に駐輪されている自転車を除き、地権者の承諾が確認できない自転車については撤去等の措置が可能であることを明確に周知し、実際の運用においても実施していくといった整理が必要ではないかと考えます。</p> <p>また、歓楽街では深夜・早朝に一時的な駐輪が集中するという地域特性があり、道路か私有地かといった線的・点的な判断だけでは、実効性のある対策が困難です。地域全体を「面」として捉え、道路・私有地の別を超えた包括的な対策を講じることができないか、検討いただきたいと考えます。</p> <p>その際には、行政・地権者・管理者・地域団体それぞれの役割分担や対応範囲を、運用指針等で明確に示していただくことが不可欠です。</p> <p>地域による啓発活動と行政による撤去・管理が適切に連携することで、より実効性のある自転車対策が実現すると考えます。</p>	
3	<p>「放置」となる「公共の場所」にぜひとも以下の場所を明記し、各部署や沿道関係者が協調して措置を行えるようにしていただきたく存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供する私道・公道と一体的な通行機能を有する私道及び道路と民地内の建物や塀との間</li> <li>・道路沿いの溝などで民地の塀やフェンスの外</li> </ul> <p>また、管理者の違う場所にまたがる放置への対策について以下のルールの明確化をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両管理者とも権益侵害への措置可能が前提</li> <li>・原則、公共施設管理者の措置を優先</li> <li>・原則以外の場合等は協定・覚書等による</li> <li>・条例の広報・周知の徹底をお願いいたします</li> </ul>	<p>ご意見いただきました私有地や私道等と道路が隣接する箇所につきましては、撤去対象となるかの判断が難しいところがあり、自転車等が撤去されない場所として認知されることで、結果、放置自転車等が集中する事態が生じております。</p> <p>今回の改正においては、「公共の場所」の定義とあわせて、自転車放置禁止区域内において、一般通行が認められている私有地等において、正当な権限を有する所有者又は占有者の同意を得た場合に撤去等の措置対象とするよう規定します。</p> <p>放置自転車問題は地域ごとに様々な課題があり、画一的なルール設定は難しいですが、</p>
4	<p>「放置」の扱いとなる「公共の場所」に、ぜひとも以下の場所を明記し、各部署や沿道関係者が協調して違法駐輪に対する措置を行えるようにしていただきたく存じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数の人の利用に供する私道</li> <li>②公道と一体的な通行機能を有する私道及び道路と民地内の建物や塀との間</li> <li>③道路沿いの溝などで民地の塀やフェンスの外</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、管理者が異なる場所にまたがる放置への対策について以下のルールの明確化をお願いいたします。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①両管理者とも権益侵害への措置可能が前提</li> <li>②原則、公共施設管理者の措置を優先</li> <li>③原則以外の場合等は協定・覚書等による</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の方が条例の変更を認識できるように、条例の広報・周知の徹底をお願いいたします。</li> </ul>	<p>が、地域特性に応じた対策が重要なことから、引き続き地域の皆様、関係機関と連携し、取り組んでまいります。</p>